

造船造機の統計、船舶船員統計、これがないと三百八十七万円、国際観光統計が百六十万円、船員労働統計が九十四万円、こういうものがおもなものでございまして、費用は極力節減すべきものでございますが、元来運輸省の統計が、組織が伴わない点もございまして、弱体でございましたので、若干強化をいたしたいと、いろいろに考えております。それからその次の機構の問題でござりますが、率直に申し上げまして、統計調査部は四課からなりまして、定員は七十九名でござります。私ども政府部内の予算の折衝の段階では、これまで定員も極力合理的に節減すべきものと考えておりますが、先ほど申し上げましたように、元來弱体でございますので、若干の増員を考えておつたでござりますけれども、今先生のおつしゃいましたような趣旨から、増員は一応考えませず、すべて部内の振りかえということで、最小限度の定員七十九ということとで努力をいたしたいとうふうに考えております。

ておるのではないか。若干上からながめただけで、内容は私わかりませんので、そういう考え方もできるわけですね。これは一体どういう関係でこの委託費ができたのか、どういうことを御調査になるのか、承りたい。

○廣瀬(眞)政府委員 これまた率直に申し上げますが、実は予算の折衝過程におきまして、皆さん御存じのようになりますに、たとえば大都市周辺の路面交通といふものが非常に混雑しております。

これの解決策いたしまして、トラック、バスのターミナルの建設といふことを真剣に考えておりましたら、諸般の事情で、本年度の予算案にはこれが尚未というようなことで入らない恰好になりましたので、三十八年度は新しい問題といたしまして、路面交通特に公共性の強いバス、トラックのターミナルの問題を含めまして、交通の輸送施設の関係について新しい項目として調査をするということになりましたて、その調査費として、従来なかつた六百何がしというものが計上されておるわけござります。

○山内委員 これは委託費になつておる。運輸省自体がやるのでなくて、これはどこかに委託する経費のように思ひますが、どういうふうになつておるのでござります。

○廣瀬(眞)政府委員 まだはつきりしましたことは申しかねますが、運輸省自体を調査するよりも、部外の適切な機関を利用した方がいいと考えております。これがそりいった調査をするに最も適すると考えておりますので、委託調

○山内委員 大体わかりましたが、今
の御説明の中から、私一つ考えておる
のです。実は前に自動車審議会とい
うの対策を練るということで、これは存
続期間は時限立法でありますて、昨年
の四月でなくなつたわけですけれども
も、仕事の継続としては、すでにこの
自動車審議会がそういう問題を取り上
げておつたと思う。この自動車審議会を
設けるときも、いろいろ私は意見を
述べたでありますけれども、これがな
どいう結論を出し、どういう調査を
して、どういうふうに自動車行政に対し
て寄与したものか、何にもわからない
ままに消えてなくなつてしまつた。そ
うして新たにまた、あなたの方では都
市交通に関する基本的計画を樹立した
いということで、そういう業務を監督
局から大臣官房に移す、こういう御提
案もこの中に含まれておる。そういう
ことで、行政の調査とか、そういうも
のの一貫性を失いているように思われ
るのでが、さつきお尋ねした自動車
審議会の調査、結論というものは、ど
ういうふうになつたか、この際御答弁
いただきたい。

はつくるとすればどのような構造を持つべきかというような、非常に技術的な問題がございますので、自動車審議会で自動車輸送全般についての方針をきめました。その一環として、具体的な施策として、ターミナルの建設あるいは自動車関係の輸送施設の問題をほって調査をしようというものでございまして、一連の関係があるといふうに考えております。

○山内委員 この都市交通は大問題でありますから、これは一日も早く解決するべくいろいろな計画もあり、実行もまたなされなければならぬわけですが、今回都市交通の問題を監督局から大臣官房に移した。どういうことでこりしなければならぬのか、この御提案だけでは抽象的でちょっと理解できませんので、お答えいただきたい。

○廣瀬(眞)政府委員 都市交通の関係は、御承知のように主として、具体的に申し上げますれば、大都市の高速鉄道網の建設のあり方といふような問題と、それからすでに都市交通審議会でもやっておりますが、路外交通のあり方、この二つがあるわけでござります。それで、従来は都市交通はこの二つを抜つておったわけでございます。

従つて、官房に二局、鉄道監督局、それから自動車局と、両方にまたがる問題を扱つておったわけでござりますが、便宜上鉄道監督局に置いておつたわけです。官房申しましても不適当であるしがざいまして、私ども從来苦慮しておつたわけでございますが、今回、官房組織の強化拡充ということが予算折衝の過程において認められましたので、それからまた、事実上いろいろ不便が

かねがね考へておりました本來のあるべき姿にしたいということで、このようないい格好にいたしたわけでござります。○山内委員 その点はよくわかりました。一つ都市交通の困難な問題をぜひ早急に解決していただきたいと思ひます。次に、従来の運輸技術研究所を船舶技術研究所に名称が変わることで、おそらく内容も変わるものではないかと思ひますが、御提案の資料だけでは私ちよつと理解しかねるわけであります。この研究所はたしか三百七十名以上の職員を持つておる大きな機構でありますから、今度名称と内容が変わるとすれば、三百七十何名かおるこの人たちの配置といふものはどういうふうになるのか。今度は船舶の技術だけをやるのか、その技術の範囲も、機船もあるだらうし、造船もあるだらうし、いろいろあると思うのですが、その内容をお聞かせいただきたい。

係、航空関係の研究は、今申し上げました機関を強化して専門的に行なわせられた機関が、国家的に見てより効果が上がるのではないか、このよくな理由から、元来運輸技術研究所の一一番中核になつておきました船舶関係を重点的に強化拡充いたしまして、研究部門はこゝの船舶関係のみに集中いたしまして、陸運関係、航空関係につきましては、ただいま申し上げました部外の機関に十分協調をとりながら依存をしていくことと、研究の効率的な効果を上げていくことと、行政に直結いたしました。ただ、運輸省といいたしましては、ただいまの陸運部門あるいは航空部門につきましても、行政に直結いたしました試験的な事務がござりますので、これは残していくことござります。その新しい問題といいたしましては、最近航空、船舶の運航の分野における電子技術の研究といふものが非常に進歩して参りました。また、これが強く要請されておりますので、新しい船舶技術研究所では、この電子航法の関係も重点的に取り上げていこうと考えております。従いまして、結論的に申し上げますと、現在運輸技術研究所の大まかな機構を申し上げますと、船舶部門、ここにたくさんあるがございまして、定員は三百五人おります。それから現在の電子航法部門がございますが、この定員は八名ということになつております。それから陸運、航空部門と自動車部門でございまして、鉄道部門と自動車部門でございまして、鉄道部門の方は四十二名、自動車部門は三十八名、航空部門が十五名というふうになつております。

わせまして九十五名、部の合計が十五部でございまして、定員は四百八名となつております。新しい機構の船舶技術研究所の方は、船舶部門に三百三十九名、それから電子航法部門に十四名、それから先ほど申し上げました鉄道と自動車と航空の行政に直結いたしました試験部門に二十七名、合計いたしまして、部は十四部で三百七十二名、減員は、四百八名との差で三千六名の減というふうになつております。もう一度、くどいようでございますが、船舶部門と電子航法部門、これを強化拡充いたすわけでござります。

○山内委員 船舶技術が長足の進歩をしておりまして、それに即応した研究体制をとりたいというお考えは私も同感であります。ただ、人員配置その他については若干考え方もありますけれども、一つ御努力いただきたい。

そこで、次に、今度審議会との関係なんですが、造船技術審議会といふのが設けられております。これとの関係はどういうことになりますか。

○廣瀬(眞)政府委員 船舶技術研究所と造船審議会との関係でございますが、造船審議会の方では、造船関係のいろいろ基本的な問題を御審議願いまして、船舶技術研究所は、造船関係につきましていろいろ技術的な問題の研究、それからあるいは民間からの委託研究でやっていく、この方針につきまして、一応関連は持っておりますが、基本的な技術的な研究といふものは船舶技術研究所でやっていく、この審議会とももちろん脈絡を保つておるわけでございます。

○山内委員 行政のあり方として、こ

これは研究所と審議機関との分離は私も承知しておるわけですけれども、この審議会がいろいろ答申をする場合に、研究所の研究の成果といふものに基づいてやらないと——審議会のメンバーをずっと見てみましても、失礼な言い方ですけれども、どうしても政治的に活動がされる可能性の強いメンバーが相当おる。そういうことから、純粹に技術的な立場から審議されるものであるならば、そこで連携性を持たして、そこで集まつた研究の成果を審議会を生かしてやっていく、こういう考え方には立ちませんと、今のような御説明では、一応の関連はあるけれども、別個のものだ、その辺の考え方方に食い違いがあるので、以上私は意見を申し上げたわけです。

隻当たりの乗組員といふものは現在の半数ぐらいの格好になつてくるのじゃないかといふことが予想されます。こういった船舶の自動化と運航技術の革新に対応いたしまして、乗組員の大大幅な減少ということが必至になつて参りますので、船内における労務体制、それから船舶の職員制度、それから海技試験制度、船員教育制度等、海技に関する制度全般につきまして、総合的な再検討を早急に行なう必要があるというわけでございまして、海技に関する法律制度あるいは慣習といふものは、明治以来ほとんど変わることのない伝統的な格好で維持されておりまして、船員関係の制度、慣習全般にわたる総合的な再検討を必要としたしまして、新しく、従来の船員教育審議会をやや性格を変えまして、従来の船員教育審議会の任務のほかに、今申し上げました問題をプラスして審議をして参りたいというふうに考えまして、船員教育審議会を改めて広げた格好にいたしまして、海技審議会といふものを新しく設置したいというわけでござります。なお、海技関係の問題は、およそ二年ぐらいで一応の結論を得たいといふふうに考えております。

に考えております。これはたとえば現在の鉄道営業法というものをとりましても、明治三十三年に制定されました非常に古い法律でございます。そして形式的に見ましても、たとえば旅客、荷主、鉄道事業者、こういったものの基本的な権利義務を規制する事項が、古い法律でございますので、全般的に命令に一任されております。これは現在の法体系からいって非常に変則でありますので、こういった点を時代に即応した格好に改正いたしまして、適正、安全、あるいは能率的な鉄道輸送、あるいはまた旅客、荷主等の権利義務を明確にして参りたいと考えますが、これは実は民法あるいは商法の特則的な事項が非常に多くございまして、政府部内だけで検討するには不適当である。従いまして、部外の学識経験者等に十分に御協力いただきまして、慎重な態度で、しかも二年でこういった問題を片づけて参りたいというふうに考えまして、設置をしようとするものでございます。

○廣瀬(眞)政府委員　ただいま御意見、まことにごもつともでございまして、私ども、この臨時鉄道法制定調査会といふものは、純法律的に事を運んでいきたいというふうに考えておりますので、委員の選考等につきましては、ただいまお話のございましたように、公正妥当で、広い識見を持つりつけなの方を選考していくたいというふうに思ひます。お考えを十分尊重いたしたいと考えております。

○山内委員　そこで、この議案からは若干離れますか、これを最後の質問にいたしたいと思うのですけれども、最近海難事故が非常に多いことはお認めになつておると思います。この間も、ときわ丸の沈没したあのニュースを見ておりますと、これはジャーナリストの一般国民の感情を率直にとらえた記事だと思いますけれども、事故を出す船員の立場からすると、安全法がむずかしくて何もわからぬのだ、それを乗りませんと、乗つておる人が答えておる。ああい瀬戸内海のような、世界

い、経験の薄い者によつて、どんどん大きな船と小さな船が入りまして航行しておる。それも画面に出でておるわけです。そういうことを見ますと、海難事故を防止しなければならぬ監督の立場にあるあなたの方として、あれは目のがし得ない一つの国民の声としてやはり聞いてやらなければいかぬと私は思ふ。それで、この海難事故の最近起きた原因がどこにあるのか、この点について船舶局長はどういうふうにとらえておられるか、また将来こういった方法で防止する考え方などがあつたら一つお聞かせ願いたい。

最近の船舶のいろいろな技術的革新ができるので、乗組員といふものはもう半數位で船が優秀になつた、それでどんどん乗組員を減らしてもいい、このことをよほど理解してもらわないと、かりに優秀な計器を使って航行の安全をはかれたとしても、一たん事故が出ると、乗組員が少ないということ、それからいろいろな経営上の問題から、安全というよりもむしろ人員なり貨物の搭載数をふやそうというのが船主の考え方ですから、そういう意味で海難事故の防止という立場から見ると、半数に減らせるのだから減らしてもいい、こういう先ほどの御質問のような考え方でもってこれからのお教養なりが一方的に海技のいろいろな研究なりが一方的に進められると、私は将来というもの非常に心配になるわけです。そういう点でどういう考え方を持つておられるか、この点も承つておきます。

それからその次は内航船でございま
すが、従来は海技大学校における小規
模の再教育を除きましては、はつきり
申し上げまして、正規の教育機関がな
くて、民間の講習会等にゆだねられて
おつたのであります。昨年度から海
員学校に講習科といふものを開設しまし
て、適宜便宜に船員の職員の素質の向
上に努めておるわけでございます。し
かしながら、内航職員の新人教育を行
なう教育機関の要否とか再教育の充実
につきましては、この際さらに検討を
要すると考えます。私ども、従来以
上にこの問題を取り上げまして検討し
て参りたいといふふうに考えておりま
す。

それから内航の船を 新の一木の規定
でもって拘束されていく。こうどうこ
とがありますと、どうしてもこれは
どっちにも無理がかかるわけです。何
か月も外洋に出て安全な海の上を歩く
のと、瀬戸内海とか津軽海峡とか、あ
あいうひんぱんなところで、これは一
は実情に合うような法的な措置ができる
なければ、あなたの方の行政指導と
いつの法律でもつて縛るというそのこと
自体が無理なんです。どうしてもこれ
は実情に合うような法的な措置ができる
うな欠点が出る。海難事故ができるか
ら、どっちの責任だ、これは法律を
一本でもつてやろうとする、いろいろ
うな欠点が出る。海難事故ができるか
ら、どっちの責任だ、これは法律を
守つたとか守らぬとかいつても、全然
条件の違う海難が世界的に多い。これ
は船長さんに言わせると、もうこんな
おつかないところはいやだ、何ぼ賃金
をもらつてもいいやだ、早くやめたい、ほ
んとうに船長さんの方の声を聞けばそ
う言つておられるのです。そういう中
で行政指導をどうしていかなければな
らぬか、この区別した配慮というもの
がなされなければいかぬと思います。

も技術の進歩といふものは認めでありますけれども、この海難事故といふものを考えた場合には、はたしてこういう措置をしておくことが将来のためになるのかどうか、この点については十分配慮をする必要があると思います。そういう点で、運輸当局、特に船舶局長がおいでにならぬければ、責任者は、一体こういう無線通信士の問題をどういうふうに——今他の委員会で取り扱っておることはお聞きする必要はありませんけれども、こういう実情に即したような扱いをどういうふうにして解決していくのか。法律は法律として、行政指導でそういう無理な点を認めながら是正していくお考えがあるのか、この点について責任者の御答弁をいただきたいと思います。

ふんどん無線局を閉局するというよろんな状態が出て参りました。また、法律上の義務船舶でございましてどうしても閉局できないというものについては、執行の延期をすると、あるいは船舶の資格を落とすというような状況が出て参ったわけでございます。外国船舶も日本の船舶も同じような条件で航海いたしておるわけですが、あるは船員も、外國の船舶が一名の通信士で航海して日本に来ておるにもかかわらず、日本の場合には、どうしても三名の通信士を乗せなければ法律違反になると、いうような状態が、現実に合わないのじやないかといふようにわれわれは考えたわけでございまして、決して安全の面をろそかにするといふよくなことじやございませんで、われわれといつたしましても、その点は十分に長い年月をかけて検討してきたわけでござります。昭和二十六年以来、この問題はたびたび議論されてきたわけでございまして、そういう点については問題がないということござりますし、また、現実の問題として、こういう法律規制を行なうために、かえつて無線局を閉局するというよろんな、安全を阻害するというよろんな情勢が出て參りましたものですから、この改正をお願いするというふうに踏み切ったわけでござります。

は、先ほど言つたように、船の乗組員も漁業も減らすとなつたら、学校の志願者も少なくなるつてくる。学校の志願者は少なくなれば、どうしても質的に優秀な船員といふものをそこから満たしていくことができない。これは斜陽産業でもこういう教育でもそうです。もう少し開拓の道を開いて、この通信というのは、機械も進歩するけれども、そのほかに必要度というものは世界的に高まってきておるのだから、いろいろなそういうところの開拓をして、そうして安全を期するような人も得られる教育もやる、待遇もよくする、こういふのでなければ、今まで三人いたところを将来は一人にするのだということになつたら、将来は、だれも希望して無線通信なんという大へんむずかしい技術を体得するという者はおりはしないと思うのです。そうしたらますますは、そういう意味で、お役人の方々がそういう理解の仕方では将来やはり誤ると思うのです。この点ではちよつときびしく申し上げたので、あるいは反論があるかもしれません。あつたらお聞きましましよう。

していくといふような、実際の行使の関係におきましても、そういう情勢でござりますので、法律によつて無理な強制をしないで、事情に沿うよくな定員の配置といらものが行なわれることを可能にすることによりまして、待遇の改善を行なつていきたいといふように考へておるわけでござります。

なお、この運輸省設置法の中には、ます海技審議会の中におきまして、今後の船舶通信士の養成、あるいは待遇の問題等についても十分な検討が行なわれることと思います。また一方、最近の無線機械の発達の状況といふものは非常に急速なもののがございまして、従来に比べてはるかに少ない労働で十分な効果をあげ得るというような確信を持つことができるようになつたことも原因でござりますから、今後、そういう面についても、その助長といふ面についてわれわれとしてもできるだけの措置を講じたいと考えます。

こうやる、省令に許された範囲で、この点は人員の配置をこのように考へる、こういうような具体的な配慮なくして、一本で全部をやろうとするところに問題がある。事故の出るところは一ヵ所なんです。そしてたった一ぺんなんです。年じゅうそうたくさん海難事故があつたら大へんなんです。それを予防する意味で、監督官庁であるあなた方は、常に上方からこまい配慮が必要ではないか、こういう点を指摘しておる。何もかにも外因に右へならえするんだつたら、何もここにあなたの方のよらな船員局長を置かなくてもできることなんだ。

極端なことを申し上げて失礼しましてけれども、そういう意味で、将来とも起こり得る。今度は機械が整備され、人員がたくさん乗つておりますと、起る事故といらものはばかり知れないほど大きな事故が出てくるのです。そういう点は十分配慮をして運営をしてもらいたい。法がどうあろうと、法は生かして使わなければならぬのですから、その点の要望をして、私の質問を終わります。

上げます内容の御認識が十分でない
と、どうも名答が出ないと思いますの
で、失礼ではございますけれども、若
干今までの経過を申し上げまして、そ
して大臣の答弁をいただき、あと具体
的な面については、局長さんにいろい
ろと御質問をいたしたいと思います。
それで、私は時間的な面も考えて、
きょうは直接提案されておりまする法
案の内容と離れまして、厚生年金の関
係を御質問申し上げたいと思うので
す。御承知の通り、厚生年金は、昭和
十六年に社会保障制度の一環としてわ
が国では法律化され、昭和十七年か
ら実施をして、二十年かけて、女子は
五十五、男子は六十になつたら給付が
受けられる。老齢年金の場合にはそ
ういう内容になつておりますし、その間
において不真者になつたり、そういう
ような場合には、また別な給付の方法
もござりまするが、一応そういう形に
なつておるわけであります。しかし、
二十年かけて五十五才なり六十才なり
になってから給付される金が、昨年か
ら給付が実施されておると思いまする
が、おそらく一ヵ月に三千五百円ぐら
いだらうと思うのです。年に四万二千
円ぐらいだらうと思いますが、そ
うようなことで、非常にこの給付率が
悪く、昨年法律化されました公務員の
共済年金と比較いたしますと、三分の
一くらいしか給付がないといふ。従つ
て、こういうことから、私は、この問
題で、しつこいようでございますけれ
ども、おととし去年と二年、いろいろ
と質問申し上げ、お願ひをいたしたの
ですが、昨年はようやく局長さんの方
でも、また大臣の方でも、厚生年金
が、各種年金に比較をして非常に給付

率が悪いということはもうほつきりしておるし、それで、昭和三十九年になれば、この年金の会計は五年五年に一応計算をして次の改正を行なうのが慣例になつておりますけれども、一年繰り上げて昭和三十八年の四月にさかねばってこの改正をし、この給付内容の改善をはかる、こういふことを最終的には大臣の方から答弁をいただいておつた。そこで、私は昨年、三十八年から実施をするということになりますれば、もう社会保障制度審議会なりで結論が出て、厚生省の方でも相当作業が進んでおらなければなかなかこの秋の予算要求に間に合うようなことができぬのではないか、こういふよくな技術的な面についても御質問を申し上げたのでござりまするが、七月に社会保障制度審議会の方で審議をしていただくようになつておるから、そこで結論を得ればこの予算要求には間に合うのだといふようないきなり期待をしておつたのでござります。しかし、今日に至りましてもまだそのような気配が見えませんので、従つて、大臣としては、各種年金で一番給付率の悪い厚生年金をどういふようにお考えになつておるかということと、それから昨年大臣が約束を国会でしていただいたのですが、それを実施していただいておらないので、これはどういふ理由に基づくものか、そして現大臣としてはどうするつもりであるか、こういふように分けて一つ御答弁をいただいて、それから大臣が次に行かれるところへ御出席をしていただきたいと思います。

○西村国務大臣 今、厚生年金についていろいろお話をございましたが、大休今までの経過はあなたから申された通りでございます。そこで、第一番に、三十九年にやると言つておきながらどうしておくれたのか、こういうことでありますするが、実はこれは非常に申しわけなく、恐縮でありまするが、社会保険審議会の委員等につきましても、これがだいぶおくれておりましたので、そういう関係もありました。それからまた、厚生年金の改正といふことは、いろいろ非常にむずかしい面が起りますので、一口にいいますと、十分用意ができなかつたということをございます。従いまして、今回法律を改正するというよなことには至らなかつたのでござります。しかし、周知の通り、これは年金所得保障としては、老齢年金としてはまことに給付内容が悪いのでござりますから、ぜひやらなければならぬと思ひます。しかも、三十九年度は再計算の時期でもありますので、これはぜひこの際やりたいということで、ただいまも一生懸命検討をいたしておるのでござります。少なくともこれを三十九年度にやるのには、やはりことしの八月ごろまでに結論を出さないといけないだらうということで、たまに真剣に検討いたしておるのでござります。しかし、事柄はなかなかいろいろな事項を含みますので、非常にむずかしいけれども、これは絶対に三十九年度を期してやりたいという心がまだで、今はやつておるような次第でございます。

すると、やはり六月なり七月までにそ
の準備といおうか、給付金を上げるな
ら上げる、それからまた、掛金をどう
するのだというような一応の案はつ
くつておかなければならぬと思ふの
です。そういうような関係から、私は
特に申し上げておきたいと思いますする
のは、昭和三十四年に改正をしていわ
だいたのは、これは改悪になつております。
と申しますのは、掛金が第二
種の千分の三〇というのが三五になつ
ておりますし、それから第三種の千
分の三五が四二というようになつてお
ります。そうして標準報酬月額のワク
も、最低三千円から最高は十二級まで
に刻んで一万八千円になつております。
たのが、これを二十級まで広めて三万
六千円に現在はなつておるわけです。
こういうように保険料をとる方はどん
どんどんどんと多くとつておいて、そ
うして給付内容を改正しないといふこと
とは非常に労働者が不満を持つておる
ところなんです。もちろん、全然給付
の関係は改正してないかと申しますれば、
これは若干計算上率を変えておりま
すが、この率を計算してみますと、
年に二千円くらいしか違わないわけで
す。そういうような内容でありますから
、各種年金との比較もございますの
で、その厚生年金を準備される場合に
は、今度は相当額に引き上げるように
お願いをいたしたいと思う。私、昨年
申し上げておきましたのは、これは昨
年の速記録を見ていただけばわかりま
すが、とにかくもう定額部分を三倍に
はしてもらわなければいかぬ、こうい
ふことを申し上げておきましたしま
たその他のこともつけ加えてお願ひし
ておきましたが、これは一昨年・昨年

の場合にそうした考え方であつたで、年が経るに従つてやはり給付率上げてもらわなければならない。今はちょっと三倍にしてもららただき、せひとも作業をスムーズに運営するに督励していただいて、労働者希望のものでございますから、せひその方面へ大臣も力を入れてください。この点については、答弁をいたしておきたいと思います。この間に沿うようにお願ひをしたいと申します。この方に移りたいと思います。

○西村国務大臣 給付の水準につきましては、昨年七月も社会保障制度議会からある示唆を受けまして、從来、せひ一つうまくやりたいと思つております。ただ、やはり掛金の工合どうするのかといふようなこともありますし、現在は企業年金とのからみでありますから、なかなかむずかしいものでありますけれども、少なくともこれが老齢年金として十分役立つようになると考へて、慎重やるつもりでございまして、三十九度は重ねてこれが実現を期したい、よろしく信じておる次第でございましたから、どうぞ御協力のほどをお願い申し上げる次第でございます。

○田口謙委員 それでは局長さんお尋ねをいたしますが、三十四年改正を行ないまして、標準報酬月額ワクも改め、掛金の率も引き上げたですが、前の率と比較いたしまして一年にどの程度増収になつておるか、金額を一つお示しいただきたい。

○山本(正)政府委員 ただいまの田口先生のお話でございますが、三十五年度に法律は通つたわけでございますが、その際に、標準報酬のワクの引き上げ、暫定保険料率のその暫定の引き上げ、こういう措置が講ぜられました。ただし、給収入も上がつたわけあります。ただ、給収入をいたしましては、当時から被保険者の増も相当あるわけありますて、ただいま申し上げます数字は、正確にいうと、そのため上がった数字ではないわけあります。被保険者数が増加して、保険料収入も上がる、その要素も加えまして、年間で約三百億弱上がっておりまして、率といいますか、三十四年を基準にいたしまして、年間で五百十四億円であったものが三十五年度におきましては八百七億円、かような増加をいたしております次第でございます。

○田口(誠)委員 今会計にどのくらい積立金がござりますか。

○山本(正)政府委員 現在厚生年金の積立金は、三十七年度末の見込額が約七千億でございまして、なお、三十八年度に純増加する見込額といふのが千六百億でございます。

○田口(誠)委員 わからないのでお聞きするのですが、自然増加といふのはどういうことですか。

○山本(正)政府委員 自然増と申しますのは、二点ございまして、厚生年金の被保険者が相当増加いたしております。それが第一点でございます。それから第二点は、給与のベースアップがございまして、下の方の低い給与の方々が高くなつておる。この二点の要素でございます。

○田口(誠)委員 そこで、現在のこと

ろでは、支払い金額の何割が国庫負担

ということになつておりますか。

○山本(正)政府委員 厚生年金におきましては二つに分かれております。それで、保険料収入も上がつたわけあります。ただし、給付の

上げ、このように措置が講ぜられました。一般的の労働者につきましては、給付の一割五分の国庫負担でございます。それから境内夫、それから体系は違つておりますが、船員保険におきましては、二割の国庫負担かようによつてお

ります。

○田口(誠)委員 それで、先ほど大臣の方にもお聞きをし、また希望を申し上げておきましたが、新聞等では、大休六月くらいをめどにこの厚生年金の結論を出すというような見出しが、いろいろ書いておる新聞もあるのです

が、作業はそのような進み方をしてお

るのか、これも承りたいと思います。

○山本(正)政府委員 先ほど大臣からも御説明がございましたが、この改正につきましては、まず社会保険審議会

の審議を経ることになつております。局の案を御審議願う前に、社会保険審議会におきまして労使・中立委員のそ

れぞれの意見を調整いたしまして、政

府案をつくる前に各種の議論をしてい

ただく、こういう段取りをいたしてお

ります。その委員の改選が昨年実はお

こざいましたように、やり方は二種類

ございましたように、やり方は二種類

くらいあるわけでございますが、厚生年金の改正問題につきましては、先生も御承知のように、問題点が非常に多

いし、かつまた、給付と保険料・国庫負

担といったバランスの問題で非常にむ

ずかしい問題がございまして、しかも

労使双方それぞれ主張の違う点が多く

あるわけでございます。そういうよ

うな問題の性質上、従来のやり方並びに今日のやり方といたしましては、労

使双方それを含めました三者の審議

を願つておりますが、今日の段階におきましては、厚生年金改正につきまし

ての問題点と、その問題についての労

使双方の考え方といふ点を中心にして、第一読会を終りまして、さらに

第二読会に入るといふ段階に入ります。請問の前段階といたしましては、厚生省の事務当局といたしましては、船員保険におきましては、一割五分の国庫負担でございます。それから境内夫、それから体系は違つてお

りますが、船員保険におきましては、

ておる次第でございます。これは審議

会で御審議を願つている状況でござい

まして、あと第三読会、第三讀會を

四月、五月くらいにまとめていただい

て、そうして厚生省の事務當局といた

しましては、それと並行いたしまして、予算の編

成時期が七、八月になりますので、そ

れまでには成案を得たい、かような段

取りで進んでいる次第でございます。

○田口(誠)委員 各種審議会がござい

ますが、審議会によつていろいろ審議する仕方が違つておりますけれども、社会保険審議会の場合、厚生省から具体的な案は全然お示しにならずに、

ばく然と厚生年金の関係を検討しても

となりますと、審議会の方で一方的

辺を踏んでおる次第でございます。

○田口(誠)委員 保険數理といふの

は、いろいろと手をつけてみてもなか

なかやれないわけです。これはやはり専門の厚生省の方でやつていただきな

ければならないのですが、そういうこ

とになりますと、審議会の方で一方的

に給付金をこれだけにしろとか、ある

いは掛金は率をこれだけ上げよとか、

どうとかいうことをいつてみたとて、

またできない相談もあるわけです。そ

れで、特に國庫負担の場合も、今支給

金額に対しても厚生年金はわずか一割五

分です。船員保険の方が二割といふこ

とでござりますから、差足當時社会保

障制度の一環としてつくられたこの厚

生年金としては、國から受けとるところ

の恩典といふものは、社会保障という

名前のもとに給付される額としては全

く少ないわけなんです。それで、少な

くとも社会保障制度の一環としてつく

られたとするなれば、やはり國の補助

金といふものの引き上げをここで大き

く要求すべきであると私どもは思ひ

ます。従つて、政府としては、今度の改

正に対しても、三十七年度の保険料の

見込みも、改正後も含めて現在積立金

は七千億からあり、それから一千六百

相當に議論を尽くしていく、この方が

法律改正の円満を期するゆえんで相

れども、國庫補助が一割五分とい

ことは、あまりにも少ないとと思う

です。こういふ点について、やはり

厚生省の方では相当御検討なさつてお

る。かようなことからいたしまして、從

う思いますが、大まかな考え方とし

て、國庫補助といふ面についても手を

つけられるおつもりであるのかどう

か、承りたいと思います。

○山本(正)政府委員 國庫負担の割合

が不十分であるという御意見は多々あ

るわけであります。この際に問題にな

りますのは、ものの考え方いろいろ

ございまして、たとえば厚生年金と國

民年金あるいは國家公務員共済とい

たものと比較いたしました際に、一つの

割合で國庫負担が今出ておるわけであ

りますが、一人頭に直しますと相当大

きな食い違いがある。こういったより

な点をどう考えるかという問題もあ

ります。それから厚生年金に

ございまして、たとえば厚生年金と國

庫負担が今出ておるわけであ

りますが、一人頭に直しますと相当大

きな食い違いがある。こういったより

な点をどう考えるかという問題もあ

ります。それから厚生年金に

ございまして、たとえば厚生年金と國

庫負担が今出ておるわけであ

りますが、一人頭に直しますと相当大

きな食い違いがある。こういったより

な点をどう考えるかという問題もあ

ります。それから厚生年金に

ございまして、たとえば厚生年金と國

庫負担が今出ておるわけであ

りますが、一人頭に直しますと相当大

きな食い違いがある。こういったより

な点をどう考えるかという問題もあ

きているのですから、この金額でも相

当給付金は引き上げられると思ひます

けれども、國庫補助が一割五分とい

ことは、あまりにも少ないとと思う

です。こういふ点について、やはり

厚生省の方では相当御検討なさつてお

る。かようなことからいたしまして、從

う思いますが、大まかな考え方とし

て、國庫補助といふ面についても手を

つけられるおつもりであるのかどう

か、承りたいと思います。

○山本(正)政府委員 國庫負担の割合

が不十分であるという御意見は多々あ

るわけであります。この際に問題にな

りますのは、ものの考え方いろいろ

ございまして、たとえば厚生年金と國

庫負担が今出ておるわけであ

りますが、一人頭に直しますと相当大

きな食い違いがある。こういったより

な点をどう考えるかという問題もあ

ります。それから厚生年金に

ございまして、たとえば厚生年金と國

に給付を引き上げ、かつまた、保険料の引き上げもそれに伴うという段階にござりますので、国庫負担の引き上げも私どもいたしましては主張して参りたい、かような心組みでおる次第でござります。

には、もちろん給付の引き上げは、額は今わからぬといたしましても、上がることは当然でございますが、保険料の率も引き上げのお考えであるか、この点も伺いたいと思います。それで、保険料の場合は、今の率を引き上げる場合と、標準報酬月額の三万六千円というのを全く野放しにして、五万のものは五万、十万のものは十万といふようにとの方途はあるのですか、そういうような構想も伺いたいと思います。

が本人が千分の四十四、事業主が千分の四十四、そのほかに国庫負担、千分の九十八という保険料率になつております。厚生年金におきましては、それが現在千分の三十五でございまして、それを労使で折半している。こういった非常に保険料率におきましても違があるわけで、従いまして、給付の違ういもそいつたところとからんでおる次第でございます。今回厚生年金の改正によつて老後の生活保障にふさわしい年金額にするということにいたしますと、どうしても保険料率の引き上げを伴わなければならぬわけでござります。ただ、現在の厚生年金の立て方では、所要の保険料率を一気にとるといふ形でなしに、修正積み立て方式と私

どもは申しておりますが、段階的に保険料率を上げていくというような方針をとっておりますので、保険料率を引き上げるにいたしましても、一気に数理計算によります保険料率というやり方はとれないのじやないか、かように考へておらぬけでござります。

それから標準報酬の問題があるわけ
でございまして、現在御指摘のよう
に、三十四年度の改正におきまして三
万六千円を最高額といいたしております
が、その後の給与の実態というもの
は、三万六千円で頭打ちをされており
ますグループが相当多数を占めておる
という現状になつておりまして、この
点につきましては、標準報酬の最高額
を相当引き上げたい、これを引き上げ
ることによりまして、給付の方にはね
返つて参りまする報酬の比例部分とい
うものがございますので、給付の方もよ
くなりりますので、ある程度引き上げ
ていきたい。しかし、野放しに引き上
げるというのではなくしに、やはり頭打
ちは設けまして、相當程度実態に応じ
たように引き上げていきたい、かよう
に考えておる次第でござります。

いろいろの面から考えてみて、私どもの要求しておるところは、社会党は定額部分を七千円というのを大会できめておりますが、少なくとも三倍ぐらいいには定額部分の引き上げを行なつて、大体今構想されておる標準報酬月額のワクの広げ方によつてまかなへて、いくのじゃないかといふような感じがするわけなんあります。従つて、それには国の補助金といふものももちろん引き上げてもらわなければならぬと思うのであります。私は、国の補助金を今の一割五分といふのを三割にしてもらえば、その他のことをそぞろひねくらなくとも、労働者が要求しておるところにほぼ達するようなことになるのぢやないかといふように思えるわけなんあります。が、そういう点はいかがなものでございましょうか。

き上げと、いうことが一つの大きなポイントで、御承知のように、昨年の社会保険制度審議会で、四十五年、六千円、こういった具体的案が提示されておりますし、今お話をございましたように、社会党的改正案というのも見えておる次第でございます。この定期額部分を幾らにするかという点で非常にむずかしい問題は、実は最低賃金制度の問題にもなるわけでございますが、現在最低の標準報酬が三千円というふうになつておりますし、いわゆる三千円、四千円、五千円、それぞれのクラスに該当する賃金といいますか、それに相当する給与をもらっている人たちがまだ相当ある形になつておりますし、それで、そいたしますと、この年金額がそのままでもらつておった給与よりいい年金をもらうというよろな、そういう形式、姿が出てくるという点に、定期額部分を幾らにするかという問題點があるわけでございまして、そいつた点も十分検討いたしまして、定期額部分を幾らにするかということに問題になるわけです。戦後、寿命が延びたというので、女子五十才、男子五十五才が女子五十五才、男子六十才、こういうことに引き上げたのであります。

中、戰後のあいだ苦しい中におりて、低賃金で働いてきておるのだから、保険金といふものはまずないわけなんですね。それで、もし無理をして預金でもできるのなら、金を借りて自分の住まいをするところをつくるという程度のことであつて、その他の預金はなわけなんですね。そうしますと、定年で退職をいたした場合には、たよるものには退職金と厚生年金よりもいうふうとなんですね。そうしますと、六十才ということがありますと、女子の場合で最も、五十五才まで働くといふ人は現状のところではあまりないわけなんですね。従つて、こういうことから、年齢の引き下げということも要求の一つとして出されておりますが、その点については、厚生省はどのようにお考えになっておりますか、この点についての御説明もいただきたいと思います。

に、定年制という問題がありますの議論が実はあるわけでございます。ただ、統計的に見ますと、五十五才で定年になりますても、六十才までそれを他の職場で働いているという方々は非常に多いわけでございまして、八割程度分といふものは何らかの職場で働いて、厚生年金保険の被保険者になれる、あるいはまた、農業というような場合になりますと、国民年金の被保険者といいますか、国民年金の關係も出てくるというような現状でございまして、実情といたしましては、相当部分の方々は六十才まで働いているというのが実態である、その意味におきましては、年金をもらとうということの緊要な要求のある方々は、数としては少ないと、いう現状ぢやないかと思います。ただ、これは、今後どうなっていくかという問題も、実は論議に上っている次第でございまして、そういう問題とかね合いながら何らかの結論を得ていきたい、かように考へておるといふふうに具体的にまだきめておらない次第でございます。

人たちは急にまた五年間延びることになると迷惑になるというので、六段階に分けて漸次引き上げの方式とったのであって、ちょうど五十五歳で給付ができるという男子の人は、昭二十九年に五十二才になつておつたいうことですね。それから女子の場合は、四十七才であつた人が五十才でらしい、こういうことなんです。

○山本(正)政府委員 今のお話でございますが、昭和二十九年の改正のときに、厚生年金の受給年齢は、それままで、それを六十才、五十五才と五十五歳で引き上げましたが、一轡にやつて、まうのは工合が悪いというので、それを二十年間に徐々に引き上げていく、おおむね三年ごとに一年引き上げて、こういふよくな措置に変わつたと第でございます。その際にもう一つつりましたのは、四十才以上の人については、資格期間が本来ならば、二十年であるのを十五年でよろしい、こういうふうはいたしましたが、今お話をありますたような、四十何才が五十才というふにはなつていなければ、改正になりました年、ナ

○田口(誠)委員 私の把握をしておりますのは、改正になりました年、ナ

なわち、昭和二十九年の五月一日現在の満年齢でいきまして、五十二才以上の人には、これは五十五才になれば老齢年金の給付対象の年齢だ、それから四十九才以上五十一才までの人は五十五才になればよろしい、四十六才以上四十八才までの人は五十七才、四十三才以上四十四才の人は五十八才、四十九才以上四十二才までの人は五十九才、ちょうど昭和二十九年五月一日現在淮

い年齢で三十九才以下の者は六十才でなければならぬ、これは女子の場合は申しませんけれども、こういふようなことになつておるので、従つて、そらいうことから、先ほど五十才とか十五才とかいう御答弁がありましたが、れども、実際的には五十五才と六十才なんですか、これではやはり今の民間企業の定年制の実態からいきまして、私は、下げる必要があるし、下げてもらわなければ労働者は困るんだといふことなんです。そういうことから、引き下げる用意ありやということを御質問申し上げたのですが、ないというふとなんですね。

○山本(正)政府委員 先ほど申しまして、社会保険審議会におきましても、問題点としては、この年齢の問題が出ておりまして、その扱いにつきましては、年齢引き下げといふ御主張もござりますし、あるいはまた、その大部分の人たちは、年齢を引き上げても、実際に年金をもらうことにならないので、減額年金といったよくな制度を設けて、希望者はもらえるというふうな議論もあるわけでございまして、今日引き下げるという結論には達していない次第でござります。

○田口(誠)委員 それから特に私は女子の場合を申し上げたいと思いますが、婦人労働者は、五十五才まで働く人というのは、これからはどうか知りませんけれども、現在のところでは全くまれであるわけなんです。従つて、厚生年金は五名ですね、五人以上の事業所は強制的に加入させられるのですから、そこへ入って、そして掛金をして、それから十分にこの厚生年金とし

ての恩恵を受けずに、中途でやめる人労働者が多いわけなんです。その人たちの場合には、やはり一時金といたしての制度はござりまするけれども、この一時金の額たるや非常に少ないわけで、婦人労働者の場合は、やはり一時金の給付率をこれも引き上げる必要があるのではないか、ぐらうではない、上半のじやないか、でもらわなければ、婦人の労働者は非常に困つておるわけなんです。この点についてはどういうふうにお考えになつておりますか。

○山本(正)政府委員 御指摘のよろしく、婦人労働者につきましては、いろいろ問題もあるわけでございまして、現在も保険料率の計算等におきましては、第三種被保険者、こういった一般とは違つた扱いをいたしておりますが、今御指摘のような諸点がございまして。ただ、国民年金制度ができまして各種年金を通算いたしまして年金がもらえる措置が講じてござりますので、厚生年金におりました期間、その後、たとえば自営業者の方にお嫁に行つて国民党年金の被保険者になる、こういった期間が通算されますので、問題は、基本的な方向といだしましては解決されてゐる次第でござりますが、その金額の問題、あるいは保険料率といったもの、退職いたします際の結婚資金の問題とどうするかという点は検討いたしておりますが、これがどういった案が一番いいかといふ結論にまで達していない次第でございます。

○田口(誠)委員 厚生年金の中の障害年金、障害手当、こういうようなものも、今度の給付率を引き上げるときには、含めて上げるというお考えなんですね。簡単に聞きますすると、定額部分だけますます上げるんだ、こういうことなんですねけれども、障害年金とか、また遺族年金とかといふもの、それから遺族の場合でも、未成年の人たちに対する給付の額なんかでも、私どもが考えてみますと、相当に不満な金額でござりまするから、これはやはり上げていただかなくてはいけないと思います。特に遺族年金の場合は、主人を失つておるんだから、奥さんが子供をかかえて生活をしていくということになりますから、やはり子供に対するところの給付額というのを相当引き上げていただきなくてはならないと思いますが、こういうものの含めて、やはり今度引き上げの改正を行なうという大まかなお考え方であるかどうか、この点を一つ伺っておきたいと思います。

方法を講じていかなければならぬと思つておりますが、子供の加算につきましては、将来の問題といたしましては、児童手当制度をどうするかといったような問題とからんで参りますので、そりいつた問題とも兼ね合いで検討を進めていきたい、かように考えておる次第でございます。

○田口(誠)委員 これは質問になるか希望になるかわかりませんが、障害年金の場合に一級、二級とありますが、一級に該当する人たちの給付金額、それから今の二級から一級に切りかえねばならぬという人たもあるわけです。こういうような等級の面についても御検討をいただきたいと思うのです。やはりこういふことも検討されておられますか。

○山本(正)政府委員 障害年金につきましては、障害の基準というものが相当問題になりますし、また、厚生年金と国民年金とは違つて、厚生年金においては、労災との関係といふものも十分考えながら、この等級の扱い、あるいはまたその際におけるところの、一級の場合で申しますと、看護料的性格を持つております加算金といふものも含めて検討いたしておる次第でございます。

○田口(誠)委員 ちょっとどこでわからないので、私は伺つておきたいと思ひます。が、加給年金の場合の不具者ですね。この場合に、精神障害なんかの場合の取り扱いは何を基準にして査定されるのですか。

○山本(正)政府委員 障害見を持つている場合の特別加給といふものはないはずでございますが、実は、精神障害に

つきましては、精神障害者並びに精神障害者を含めまして非常にむずかしい問題がございまして、これは現在では、むづく終わらないと、皆さんいろいろ用事があるようございますから、これで論がされておりますし、私どもいたしましても、特別の委員会をつくりまして、どらいた基準で精神障害者あるいは精神障害といつたものを区分けして次第でございます。一般に言われますいわゆる精神障害者の扱いというものにつきましては、学者園にも意見が非常に分かれておりますし、かつまた、年金の制度の中で考える場合には、そう固定した形に表われない、取り扱いがむづかしいという問題もございまして、専門の方々に委嘱して検討を今日、むしろ国民年金の問題といたしまして、専門の方々に委嘱して検討を頼つているような過程でございます。

○田口(誠)委員 障害年金の場合には、労働者災害保険の方から六年間もらいまして、七年目からこちらへ切りかえるわけです。そうしますと、今度厚生年金の給付率が上がった場合に、六年間向こうであらっている場合に、この率の上浮方によりましては、厚生年金の方でもらつた方が得だという場合ができますね。そういう場合にはやはり考慮されるのでしよう

○永山委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、来る二十八日前十時理事会、十時半委員会を開会することとして、散会いたします。

午後零時四十一分散会

〔参照〕

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一號)に関する報告書

在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一項を改正する法律案(内閣提出第四二號)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕